

Indirect Expropriation in International Law : Approaches to Reconcile Contemporary Conflicting Interests of Foreign Investors and Host States

王, 毓聰

<http://hdl.handle.net/2324/1959067>

出版情報 : 九州大学, 2018, 博士 (法学), 課程博士
バージョン :
権利関係 : やむを得ない事由により本文ファイル非公開 (3)



氏 名	王 毓聰		
論 文 名	Indirect Expropriation in International Law: Approaches to Reconcile Contemporary Conflicting Interests of Foreign Investors and Host States (国際法における間接収用：外国投資家と投資受入国の間における現代的な対立利益を調整するためのアプローチ)		
論文調査委員	主 査	九州大学	教授 ペイヨヴィッチ・チャスラヴ
	副 査	九州大学	准教授 ヴァン・アーツル・ステーヴェン
	副 査	九州大学	准教授 小島 立

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、外国投資法における主要かつ永続的な論点である間接収用について扱っている。本論文では、投資の金融的な価値を守りたい外国投資家と、国内問題の規制を行いたい投資受入国の間の利益の対立を取り上げている。収用は、直接および間接の形で起こるものの、外国投資の文脈における収用は、専ら間接収用の形で発生している。国際投資法は、直接収用の明確な定義と、どのような場合に直接収用に該当するのかということの基準について議論を発展させてきた。しかし、間接収用の認定については見解の一致は見られず、解決困難な状況にある。とりわけ投資受入国の公共の福祉のために規制手法が設けられる場合がそうである。

間接収用の認定と補償を要しない国会の規制を区別することは、長年に渡って仲裁廷と研究者たちを悩ませ続けてきた。一般的に言えば、研究者たちの見解は、間接収用の認定に当たって、いわゆる「ポリス・パワー (police power)」の考え方に見られるような、バランスの取れたアプローチを採用すべきであり、かつ、仮に投資受入国で取られた措置が収用的な性格を帯びていたとしても、投資受入国は補償をせずとも規制をとることができる、という点において一致している。しかしながら、例えば、「間接収用」という用語を抽象的ではない形で定義すべきなのではないか、「ポリス・パワー」のアプローチにおいて、関連する複数のファクターをどのように解釈して適用すべきなのか、比例原則をどのように用いるべきなのか、投資受入国における合法的な収用の要件と間接収用と認められる要件との関係をどのように扱うべきなのか、といった複数の問題については、研究者の間にも予見しがたい不確実性と見解の相違が見られる。

本論文は、国家の規制が様々な公益に関するトピック、例えば、社会、環境、安全等に関する問題のほか、文化の保護を含む内容にも及んでいるという現状において、国家に対するそのような現代的に期待されることの文脈における間接収用の認定に係る困難な問題について検討を行なっている。そして、本論文は、間接収用を認定するための最も適切なアプローチを突き止めようとしているとともに、許容されない間接収用に相当する国家の規制と、公益に関わる事柄を適法に規制しているために補償を要しない国家の規制を区別しようとしている。

この目的を達成するため、本論文は第一に、いくつかの法的文書、国際投資協定 (ILAs)、仲裁判断における間接収用の定義について検討を行っている。そして、本論文は、投資受入国の行動が、

補償を求められる間接収用の問題を引き起こすのか、それとも補償を要さない規制手法を構成するのかということなどをどのように認定するのかという中心的な問題について考察している。そして、本論文は第二に、国際投資協定および仲裁実務において間接収用を認定する2つのアプローチについて検討している。本論文においては、支配的な「単一効果 (Sole Effect)」に基づくアプローチは、現代における間接収用の紛争に適用することは不適切であるとされる。そして、現代的な国際投資協定および仲裁実務において登場する、多面的な「ポリス・パワー」のアプローチについて考察がなされている。しかし、「ポリス・パワー」のアプローチについても、必要な認定要素を明らかにするとともに、補償を要しない国家の規制手法の境界を画定することについては、さらなる改善を要する。その上で、本論文は、公正かつ公平な結果を実現するためのプロセスを認定するために、比例原則が組み込まれるべきことを提示している。

近時の傾向では、「公衆衛生、安全および環境」など、妥当と思われる公共の福祉の目的を守るために設計されかつ適用される投資受入国の差別的でない手法は、間接収用には当たらないと主張されている。この見解は、公益的、無差別的かつ補償の支払いがなされるべき収用を求める古いタイプの投資協定に見られる伝統的な見解と矛盾している。本論文は、外国投資法におけるこのような変化の理由を説明するとともに、このような矛盾を解決する解決策を提案する。

本論文は、序論に当たる第1章と結論に当たる第7章に加えて、以下の5章から構成されている。第2章は、間接収用の定義について検討を行っている。第3章および第4章は、間接収用を認定する際の2つの主要なアプローチである「単一効果」に基づくアプローチと「ポリス・パワー」のアプローチについて検討している。第5章においては、「風紀 (公衆道徳)」および「文化の多様性」が、今日の世界において、間接収用を認定する際の正当化しうる例外的な根拠として認められるのかどうか、という点について検討している。第6章においては、間接収用を定義し特定するための現代的なアプローチについて提案を行なっている。本論文の考察はさらに、投資家が「公正かつ衡平な待遇 (FET: Fair and Equitable Treatment)」の基準のもとで保護を求めるという状況と、投資受入国が間接収用に対する例外的な根拠を超える正当化を模索する根拠についてもなされている。そこでは、間接収用に当たるとされる手法、および、補償を要しない国家の規制に当たるとされる手法とは別の、第3の類型が議論されている。その手法のカテゴリーとは、間接収用に当たらないと評価されるがゆえに補償を要しないものであるけれども、「公正かつ衡平な待遇」の基準に違反すると考えられるものである。そして、本論文は結論として、国際投資協定に含めることができる、間接収用を認定する改善された基準を提示している。その目指すところは、現代的な規制において期待される文脈における外国投資家と投資受入国の間のバランスを取ることである。

本論文には、いくつかの点でオリジナリティが見られる。第1に、本論文が、国家が間接収用における責任を免れることができる法的根拠が「風紀 (公衆道徳)」および「文化の多様性」などにも及ぶのかという、これまでの研究では必ずしも取り上げられてこなかった問題について検討していることである。第2に、本論文が、同様の一般的な例外的な根拠に関する問題について扱っているWTO法を参照しながら検討を行っていることである。この方法を用いることにより、本論文は、他の法領域における様々な国際機関によって扱われている問題を統合するとともに、それらの諸問題を国際投資法の議論に結びつけることに成功している。これにより、本論文は間接収用に関連する議論へのオリジナルな貢献を行なっていると評価できる。

もっとも、本論文には、いくつかの弱点が存在しないではない。例えば、「間接収用」という用語が古典的な収用と本質的に異なっているがゆえかもしれないけれども、本論文は「間接収用」という用語を用いて議論を行うことの必要性についての説明という点において、さらなる精緻化を必要としている。また、「文化の多様性」などの例外的な根拠について扱っているWTOの経験などを参

照していることは歓迎されるべきであるものの、この内容について検討している部分の記述は短く、より掘り下げた検討を必要としている。

しかし、それらの点は、本研究を学位論文として評価することを妨げるものではなく、むしろ今後の研究課題として継続的かつ発展的な研究を期待すべきものである。本論文は、国際投資法における近時の重要な展開を踏まえつつ、間接収用についての現代的な議論に価値ある貢献を行なっているものとして、高く評価すべきである。

以上により、本論文は、調査委員全員一致で、博士課程修了により博士（法学）の学位を授与するに値するものであると認定する。